

### 制限付一般競争入札の実施について

地方自治法第234条第3項の規定により制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により公告する。

那覇市長 知念 覚



#### 1 入札に付する事項

(1) 事業名	①那覇市福祉バス運行事業(本庁・小禄コース) ②那覇市福祉バス運行事業(首里・真和志コース)
(2) 契約期間	①、②ともに 令和8年4月1日～令和13年3月31日(5年間)
(3) 概要	自動車の運転に不安を感じる高齢者の移動手段を含め、市内の福祉施設又は介護予防拠点を利用する高齢者の交通手段の確保を図り、積極的な社会参加の支援することを目的とした福祉バスを運行する。
(4) 委託内容	「那覇市福祉バス運行事業実施要綱」、「那覇市福祉バス運行事業委託契約書(案)」、「那覇市福祉バス運行事業委託仕様書」とおり。
(5) 予定価格	公表しない
(6) 最低制限価格	公表しない

#### 2 入札参加資格要件

入札公告日から入札日まで(各要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日)の間、次に定める資格を全て満たすこと。

(1)	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2)	次の①及び②の条件を満たしていること。 ① 令和8年4月1日の時点で一般貸切旅客自動車運送事業又は一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている事業者であること。 ② 令和8年4月1日の時点で、公益社団法人日本バス協会による貸切バス事業者安全性評価認定制度において一つ星以上の認定を受けている事業者又は一般社団法人沖縄県バス協会の会員である事業者であること。
(3)	沖縄本島内に本店、支店又は営業所を有すること。
(4)	本店所在市町村において市町村税に滞納がないこと。
(5)	代表者、役員、従業員、代理人その他関係者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団、同条第6号の暴力団員に該当せず、及び関係していないこと。
(6)	「那覇市福祉バス運行事業委託仕様書」第3条各号の条件を満たす車両を令和8年4月1日時点で所有し、福祉バスの運行に提供することができること。
(7)	入札に参加しようとする者が複数ある場合は、これらの者の関係が次のアからキまでに掲げる場合に該当しないこと。 ア 親会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の2の親会社等をいう。以下同じ。)と子会社等(同条第3号の2の子会社等をいう。以下同じ。)との関係にある場合 イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 ウ 一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号の会社等をいう。以下同じ。)の役員(同項第3号の役員をいう。以下同じ。)のうち、次の(ア)から(オ)までに掲げる者が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合(会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号の再生手続が現に行われている会社等である場合又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。) (ア) 株式会社の取締役(会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、同条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、同条第15号に規定する社外取締役及び同法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。) (イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 (ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。) エ 組合の理事 オ その他業務を執行する者であつて(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずる者 エ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合 オ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 カ 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合 キ アからキまでに掲げる場合と同視すると認められる場合

#### 3 質問及び回答

質問期間及び方法	質問期間: 令和8年3月9日(月)～令和8年3月12日(木) 午後5時まで 「質問書」をFAXで提出すること。(質問がなければ不要) ※FAX送信後は、担当者へ電話連絡のうえ、到達確認をすること。 ●提出先: 那覇市 福祉部 ちゃーがんじゅう課 在宅福祉グループ 金城 宛 FAX :862-9648 TEL:862-9010
回答及び方法	回 答: 令和8年3月16日(月)までに那覇市ホームページにて行う。
その他	入札説明会は、実施しない。

#### 4 参加表明

参加表明の提出期限・提出場所	令和8年3月16日(月) 午後5時まで 那覇市役所本庁舎 2階 チャーがんじゅう課 27番窓口 ※郵送不可
提出書類	※(2)、(3)及び(6)の書類については、令和8年1月1日以降に発行されたものとする。 (1) 参加表明書 (2) 法人登記簿 (3) 印鑑証明書 (4) 使用印鑑届(入札・契約関係書類において、印鑑証明書と異なる印鑑を使用する場合のみ提出) (5) 次の①及び②を満たす事業者であることを証明できるもの ① 令和8年4月1日の時点で一般貸切旅客自動車運送事業又は一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていること。 ② 令和8年4月1日の時点で公益社団法人 日本バス協会による貸切バス事業者安全性評価認定制度一つ星以上を受けていること又は、一般社団法人沖縄県バス協会の会員であること。 ※見込みである場合は申請書等の挙証資料を添付すること。 (6) 市町村税納税証明書(滞納のない証明書又は完納証明書) ※法人登録上の本店所在市町村において取得すること。 (7) 誓約書 (8) 本事業に使用予定の全ての車両の車検証 (9) 沖縄本島内に法人登録上の本店を有さず、沖縄本島内に支店又は営業所を有する事業者の場合は、それを証明できるもの
入札参加資格要件不適合	入札への参加を表明した者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、令和8年3月23日(月)までに通知する。
その他注意事項	・参加表明提出期限までに提出書類の提出がない者については、入札に参加することができない。 ・参加表明提出後に入札をしない者は、以後の入札について不利益を被ることはない。 ・提出された関係書類は、返却しない。

#### 5 入札

入札日時	①那覇市福祉バス運行事業(本庁・小禄コース) 令和7年3月23日(月) 13時00分 ②那覇市福祉バス運行事業(首里・真和志コース) 令和7年3月23日(月) 14時00分
入札場所	那覇市役所本庁舎 4階 401A会議室
入札の無効等	・別紙「競争入札心得」に規定する無効の入札に該当する入札は、無効とする。 ・①、②とも入札執行回数は3回までとする。
その他注意事項	・感染症対策のため、入札参加者は1業者2人までとする。 ・入札場所への入室前の体温測定で37.5℃以上の体温が検知された者は、入札に参加することができない。 ・入札参加予定者が体調不良(発熱、悪寒等)の場合は、委任により代理の者を入札に参加させること。
【参考】令和7年度契約額(消費税抜き)	①那覇市福祉バス運行事業(本庁・小禄コース) (※市所有の車両を使用しての運行) 9,793,300円 ②那覇市福祉バス運行事業(首里・真和志コース) (※車両の借上料を含む。) 16,341,798円
特記事項	この公告は、令和8年度当初予算の成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本件は、令和8年度当初予算の成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決等となった際は、入札を延期し、又は中止する。
業務引継ぎ	入札終了後、令和7年度の委託事業者、落札事業者及び那覇市において、事業の引継ぎについて調整を行う。当該引継ぎは令和8年3月31日までにを行うものとする。

#### 6 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

入札保証金	那覇市契約規則第8条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
契約保証金	那覇市契約規則第30条第9号の規定により免除する。
前金払	適用しない。
部分払	適用しない。
支払	・毎年度の4月及び10月に、それぞれの年度の委託料の上限額の45%を限度として、概算払による委託料の請求をすることができる。 ・毎年度の3月に、確定した委託料の額から、概算払により請求し、及び支払を受けた委託料の額の合計額を差し引いた額を請求することができる。

#### 7 問合せ先

那覇市 福祉部 チャーがんじゅう課 在宅福祉グループ (担当者:金城邦彦、比嘉) TEL:862-9010(内線2430) FAX:862-9648
---